

京 都 大 学 公 開 講 座 等 企 画 委 員 会 要 項 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学公開講座等企画委員会要項 (平成18年12月25日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) <u>社会連携担当の理事</u> (以下「担当理事」という。) (2) 本学の専任の教授 8名 (3) 渉外部長 (4) その他総長が必要と認める者 若干名 2～3 (略) (後 略)</p>	<p>第3 (同 左)</p> <p>(1) <u>渉外担当の理事</u> (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) } (3) } (同 左) (4) } 2～3 }</p>
<p>京都大学社会貢献推進検討委員会要項 (平成14年10月22日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 教育担当の理事 (以下「担当理事」という。) (2) 広報担当の理事 (3) 研究科の教授又は准教授 6名 (4) 研究所及びセンターの教授又は准教授 2名 (5) 附属図書館長 (6) 学務部長 (7) その他総長が必要と認める者 若干名 2～3 (略) (後 略)</p>	<p>第3 } (同 左) (1) } (2) <u>渉外担当の理事</u> (3) } (4) } (同 左) (5) } (6) } (7) } 2～3 }</p>
<p>総長又は理事を補佐するための職に関する要項 (平成20年10月21日総長裁定)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 京都大学に副理事及び理事補を置く。 2 副理事は、総長を補佐し、総長の定めるところにより業務を掌理する。 3 理事補は、理事を補佐し、理事の分担する事項について、企画立案及び連絡調整を行う。</p> <p>第3 第2に定めるもののほか、<u>総長顧問又は総長特別補佐</u>を置くことがある。</p> <p>2 総長顧問は総長の諮問する事項に関し助言等を行い、<u>総長特別補佐</u>は総長が定める特定の事項を処理する。</p> <p>第4 副理事及び理事補は教職員のうちから総長が、<u>総長顧問及び総長特別補佐</u>は総長が任命する。</p> <p>第5 副理事、理事補、総長顧問及び総長特別補佐(第6において「副理事等」という。)の任期は、総長が定める。ただし、任命する総長の任期の終期(理事補にあっては当該理事の任期の終期)を超えることはできない。</p> <p>第6 (略)</p>	<p>第1 } 第2 } (同 左) 2 } 3 }</p> <p>第3 第2に定めるもののほか、<u>総長顧問、総長特別補佐、総長首席学事補佐、総長主席学事補佐、総長学事補佐又は総長特命補佐</u>を置くことがある。</p> <p>2 <u>総長顧問は総長の諮問する事項に関し助言等を行い、総長特別補佐は総長が定める特定の事項を処理し、総長首席学事補佐、総長主席学事補佐及び総長学事補佐は総長が定める学事に関し必要事項を調査研究し、総長に提言等を行い、総長特命補佐は、総長が定める業務を処理する。</u></p> <p>第4 副理事及び理事補は教職員のうちから総長が、<u>総長顧問、総長特別補佐、総長首席学事補佐、総長主席学事補佐、総長学事補佐及び総長特命補佐</u>は総長が任命する。</p> <p>第5 <u>副理事、理事補、総長顧問、総長特別補佐、総長首席学事補佐、総長主席学事補佐、総長学事補佐及び総長特命補佐(第6において「副理事等」という。)の任期は、総長が定める。ただし、任命する総長の任期の終期(理事補にあっては当該理事の任期の終期)を超えることはできない。</u></p> <p>第6 (同 左)</p>
<p>京都大学大学評価支援室要項 (平成16年12月7日総長裁定)</p> <p>第1 京都大学における教育研究活動等の状況に関</p>	<p>第1 京都大学における教育研究活動等の状況に関</p>

改 正 前	改 正 後
<p>する点検・評価活動を支援するため、<u>評価担当の理事</u>（以下「<u>担当理事</u>」という。）の下に<u>大学評価支援室</u>（以下「<u>支援室</u>」という。）を置く。 （後 略）</p> <p style="text-align: center;">京都大学男女共同参画推進室要項 （平成20年1月15日総長裁定）</p> <p>第1 京都大学における男女共同参画の推進を図るため、<u>男女共同参画を担当する理事</u>（以下「<u>担当理事</u>」という。）の下に<u>男女共同参画推進室</u>（以下「<u>推進室</u>」という。）を置く。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 推進室は次の各号に掲げる室員で組織する。 (1) <u>担当理事</u> (2) <u>総務・人事担当理事</u> (3) 部局の長 若干名 (4) その他総長が指名する教職員 若干名</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第4 推進室に室長及び副室長を置く。 2 室長は<u>担当理事</u>を持って充て、副室長は室員のうちから室長が指名する。</p> <p>3～4 } (略)</p> <p>第5 } 2～3 } 第6 } 第7 この要項に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、<u>担当理事</u>が定める。</p> <p style="text-align: center;">京都大学法務・人権推進室要項 （平成20年12月16日総長裁定）</p> <p>（前 略）</p> <p>第2 法務・人権推進室は、<u>法務担当の理事又は人権担当の理事</u>（以下「<u>担当理事</u>」という。）の下に、次の各号に掲げる業務を行う。 (1)～(4) (略)</p> <p>第3 法務・人権推進室は、次に掲げる者で組織する。 (1) <u>法務担当の理事及び人権担当の理事</u> (2) <u>担当理事</u>が指名する理事補 (3) } (略) (4) } (5) 総務部の職員のうちから<u>担当理事</u>が指名する者 若干名 (6) その他<u>担当理事</u>が必要と認める者 若干名</p> <p>第4 (略)</p> <p>2 室長は<u>担当理事</u>をもって充て、副室長は室長が指名する者をもって充てる。</p> <p>3 } (略) 第5 } 2 } 第6 この要項に定めるもののほか、法務・人権推進室の運営に関し必要な事項は、<u>法務担当の理事及び人権担当の理事</u>が協議して定める。</p> <p style="text-align: center;">京都大学総合専門業務室要項 （平成22年3月9日総長裁定）</p> <p>（前 略）</p> <p>第2 総合専門業務室に、室長を置き、<u>人事担当の理事</u>（以下「<u>担当理事</u>」という。）をもって充てる。 2 (略)</p>	<p>する点検・評価活動を支援するため、<u>企画担当の理事</u>（以下「<u>担当理事</u>」という。）の下に<u>大学評価支援室</u>（以下「<u>支援室</u>」という。）を置く。</p> <p>第1 京都大学における男女共同参画の推進を図るため、<u>法務・コンプライアンス担当の副学長</u>（以下「<u>担当副学長</u>」という。）の下に<u>男女共同参画推進室</u>（以下「<u>推進室</u>」という。）を置く。</p> <p>第2 } (同 左) 第3 } (1) <u>担当副学長</u> (2) <u>総務担当の理事</u> (3) } (同 左) (4) } 2～3 } 第4 } 2 室長は<u>担当副学長</u>を持って充て、副室長は室員のうちから室長が指名する。</p> <p>3～4 } (同 左) 第5 } 2～3 } 第6 } 第7 この要項に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、<u>担当副学長</u>が定める。</p> <p>第2 法務・人権推進室は、<u>法務・コンプライアンス担当の副学長</u>（以下「<u>担当副学長</u>」という。）の下に、次の各号に掲げる業務を行う。 (1)～(4) } (同 左) 第3 } (1) <u>担当副学長</u> (2) <u>担当副学長</u>が指名する理事補 (3) } (同 左) (4) } (5) 総務部の職員のうちから<u>担当副学長</u>が指名する者 若干名 (6) その他<u>担当副学長</u>が必要と認める者 若干名</p> <p>第4 (同 左)</p> <p>2 室長は<u>担当副学長</u>をもって充て、副室長は室長が指名する者をもって充てる。</p> <p>3 } (同 左) 第5 } 2 } 第6 この要項に定めるもののほか、法務・人権推進室の運営に関し必要な事項は、<u>担当副学長</u>が定める。</p> <p>第2 総合専門業務室に、室長を置き、<u>総務担当の理事</u>（以下「<u>担当理事</u>」という。）をもって充てる。 2 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(後 略)</p> <p>総長が特に命じる事務を担当する課長を総務部に置く件 (平成24年3月30日総長裁定)</p> <p>第1 総務部に、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第10条第1項の規定に基づき、報道に係る事務について、総務部長を助け、及び総括整理させるため、報道担当課長(以下「担当課長」という。)を置く。</p> <p>第2 担当課長は、第1に定める職務について、<u>上司</u>の命を受け事務を処理する。</p> <p>第3 (略)</p> <p>総長が特に命じる事務を担当する課及び課長を施設部に置く件 (平成24年3月30日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4 第1から第3までに定めるもののほか、課の組織その他必要な事項は、<u>総務・人事担当の理事</u>が定める。</p> <p>京都大学本部事務分掌規程 (平成18年8月30日総長裁定)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 この規程は、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第25条の規定に基づき、京都大学事務本部における監査室、課及び室の所掌事務及びその分掌を定めるものとする。</p> <p>(総務課)</p> <p>第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(6) (略) (7) 総長、理事及び監事の秘書事務に関すること。 (8) } (9) } (略) (10) } (11) } (12) } (13) 総長室に関すること。 (14) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第9章 監査室</p> <p>(監査室)</p> <p>第28条 監査室においては、次の事務をつかさどる。</p>	<p>第1 総務部に、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第10条第1項の規定に基づき、報道に係る事務について、総務部長を助け、及び整理させるため、報道担当課長(以下「担当課長」という。)を、<u>大学情報の収集、管理及び運用に係る事務について、総務部長及び企画課長を助け、及び整理させるため、大学情報マネジメント戦略担当課長(以下「担当課長」という。)</u>を、<u>職員の育成及び評価に係る事務について、総務部長及び人事課長を助け、及び整理させるため、人材育成担当課長(以下「担当課長」という。)</u>を置く。</p> <p>第2 担当課長は、第1に定める職務について、<u>総務部長、企画課長又は人事課長</u>の命を受け事務を処理する。</p> <p>第3 (同 左)</p> <p>第4 第1から第3までに定めるもののほか、課の組織その他必要な事項は、<u>総務担当の理事</u>が定める。</p> <p>第1条 この規程は、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第25条の規定に基づき、京都大学事務本部における<u>総長室、監査室、課及び室の所掌事務及びその分掌を定めるものとする。</u></p> <p>(総務課)</p> <p>第2条 } (同 左) (1)～(6) }</p> <p>(7) } (8) } (同 左) (9) } (10) } (11) }</p> <p>(12) (同 左)</p> <p>第9章 総長室及び監査室 (総長室)</p> <p>第28条 総長室においては、次の事務をつかさどる。 (1) 総長の行う業務に係る必要な企画立案、連絡調整その他の支援に関すること。 (2) 総長、理事及び監事の秘書事務に関すること。 (3) その他総長が必要と認めること。</p> <p>(監査室)</p> <p>第29条 } (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>(1) 内部監査に関すること。 (2) 監事監査の支援に関すること。 (3) 公益通報に関すること。 第10章その他 第29条 第2条から前条までに定める室及び部課における事務の分掌は、当該室長又は部長が定める。</p>	<p>第10章その他 } (同左) 第30条 }</p>
<p align="center">京都大学東京オフィス事務室要項 (平成21年12月16日総長裁定)</p>	
<p>第1 京都大学東京オフィス(以下「東京オフィス」という。)において次の各号に掲げる業務を行うため、東京オフィスに事務室を置く。 (1) 東京及びその周辺地区における情報の収集・発信 (2) 総長、理事、総長室及び事務本部並びに部局の東京及びその周辺地区における活動の支援 (3) 東京オフィスの維持管理及び運営 (4) その他総長又は管理責任者が必要と認める事項 (後略)</p>	<p>第1 } (同左) (1) } (2) 総長、理事及び事務本部並びに部局の東京及びその周辺地区における活動の支援 (3) } (同左) (4) }</p>
<p align="center">京都大学教室系技術職員に係る組織要項 (平成3年1月22日総長裁定)</p>	
<p>(前略) (総合技術部委員会) 第4条 総合技術部に、総合技術部委員会を置く。 2 総合技術部委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) <u>総合技術部を担当する理事</u> (2) 総合技術部長 (3) 技術部長 若干名 (4) 第6第5項に規定する総括技術長 (5) その他総合技術部長が必要と認めた者 若干名 3～8 (略) (後略)</p>	<p>(総合技術部委員会) 第4条 } (同左) 2 } (1) <u>総務担当の理事</u> (2) } (同左) (3) } (4) } (5) } 3～8 }</p>
<p align="center">京都大学の名義並びに京都大学マーク、エンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程 (平成21年10月20日総長裁定)</p>	
<p>(前略) (使用に関する総括) 第7条 本学の名義並びに京都大学マーク、エンブレム及びロゴタイプ(以下「名義等」という。)の使用に関しては、<u>広報担当の理事</u>が総括する。 (中略) 第9条 前条に定めるもののほか、<u>広報担当の理事</u>が適当と認める団体等は、その指定されたものに本学の名義等を使用することができる。 (名義等の使用許可) 第10条 次の各号に該当する場合は、<u>広報担当の理事</u>に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。 (1)～(2) (略) 第11条 本学の名義等は、営利目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当する場合で、産官学連携本部長が当該使用に関し適当と認めたものについては、<u>広報担当の理事</u>に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。 (1)～(3) (略)</p>	<p>(使用に関する総括) 第7条 本学の名義並びに京都大学マーク、エンブレム及びロゴタイプ(以下「名義等」という。)の使用に関しては、<u>渉外担当の理事</u>が総括する。 第9条 前条に定めるもののほか、<u>渉外担当の理事</u>が適当と認める団体等は、その指定されたものに本学の名義等を使用することができる。 (名義等の使用許可) 第10条 次の各号に該当する場合は、<u>渉外担当の理事</u>に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。 (1)～(2) (同左) 第11条 本学の名義等は、営利目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当する場合で、産官学連携本部長が当該使用に関し適当と認めたものについては、<u>渉外担当の理事</u>に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。 (1)～(3) (同左)</p>

改 正 前	改 正 後																																				
<p>(4) <u>その他広報担当の理事</u>が適当と認める場合 (中 略) (使用の取消等)</p> <p>第14条 <u>広報担当の理事</u>は、使用者が前条の規定に違反したと認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。</p> <p>2 使用者以外の者が本学の名義等を使用した場合は、<u>広報担当の理事</u>は、当該使用を中止させるものとする。</p> <p>3 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学本部事務決裁等規程 (平成17年9月20日総長裁定)</p> <p>(前 略) (決裁)</p> <p>第3条 } (略) (1)~(8) }</p> <p>2 別表第2の事項欄に掲げる事案で重要なものについては、同表の決裁者欄に掲げる理事、厚生補導担当の副学長(以下「副学長」という。)又は機構長若しくは本部長(以下「理事等」という。)の決裁を受けるものとする。ただし、総長が理事に対し特に担当を命じた事項その他同表の規定により難い事案については、この限りでない。</p> <p>3~4 (略) (専決)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務本部の各部及び監査室の長は、前条第1項及び第2項に該当しない軽微なものについては、その定めるところにより課長又はその他の者に専決させることができる。 (決裁における事前承認)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、監査室にあっては、総長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ監査室長の承認を受けるものとする。 (中 略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>	<p>(4) <u>その他渉外担当の理事</u>が適当と認める場合 (使用の取消等)</p> <p>第14条 <u>渉外担当の理事</u>は、使用者が前条の規定に違反したと認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。</p> <p>2 使用者以外の者が本学の名義等を使用した場合は、<u>渉外担当の理事</u>は、当該使用を中止させるものとする。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(決裁)</p> <p>第3条 } (同 左) (1)~(8) }</p> <p>2 別表第2の事項欄に掲げる事案で重要なものについては、同表の決裁者欄に掲げる理事、厚生補導担当の副学長、法務・コンプライアンス担当の副学長又は機構長(以下「理事等」という。)の決裁を受けるものとする。ただし、総長が理事又は副学長に対し特に担当を命じた事項その他同表の規定により難い事案については、この限りでない。</p> <p>3~4 (同 左) (専決)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務本部の各部、総長室及び監査室の長は、前条第1項及び第2項に該当しない軽微なものについては、その定めるところにより課長又はその他の者に専決させることができる。 (決裁における事前承認)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総長室又は監査室にあっては、総長の決裁又は承認を受けようとする事案についてはあらかじめ総長室長又は監査室長の承認を受けるものとする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">事項</th> <th style="width: 30%;">名義者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>理事裁定による要領等</td> <td>当該事案について所管の理事</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>掲示</td> <td>軽重、内容に応じて、法人、大学、部課等、その長又は副学長</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事項	名義者		(略)		4	理事裁定による要領等	当該事案について所管の理事		(略)		8	掲示	軽重、内容に応じて、法人、大学、部課等、その長又は副学長		(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">事項</th> <th style="width: 30%;">名義者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>理事又は副学長裁定による要領等</td> <td>当該事案について所管の理事又は副学長</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>掲示</td> <td>軽重、内容に応じて、法人、大学、部課等、その長又は厚生補導担当の副学長</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事項	名義者		(同 左)		4	理事又は副学長裁定による要領等	当該事案について所管の理事又は副学長		(同 左)		8	掲示	軽重、内容に応じて、法人、大学、部課等、その長又は厚生補導担当の副学長		(同 左)	
	事項	名義者																																			
	(略)																																				
4	理事裁定による要領等	当該事案について所管の理事																																			
	(略)																																				
8	掲示	軽重、内容に応じて、法人、大学、部課等、その長又は副学長																																			
	(略)																																				
	事項	名義者																																			
	(同 左)																																				
4	理事又は副学長裁定による要領等	当該事案について所管の理事又は副学長																																			
	(同 左)																																				
8	掲示	軽重、内容に応じて、法人、大学、部課等、その長又は厚生補導担当の副学長																																			
	(同 左)																																				

改 正 前		改 正 後	
別表第2 (第3条第2項関係)		別表第2 (第3条第2項関係)	
事項	決裁者	事項	決裁者
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条、第4条、第6条、第8条(第5号及び第6号を除く。)及び第28条第3号に定める事項並びに人権及び男女共同参画に関する事項	総務・人事担当の理事	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第5号、第6号、第8号及び第9号を除く。)、第3条、第4条、第6条(第2号、第3号、第5号及び第6号を除く。)、第17条及び第18条に定める事項	総務・企画・情報環境担当の理事
分掌規程第21条(第2号を除く。)及び第23条に定める事項	教育担当の理事	(同 左)	
分掌規程第19条、第20条及び第21条第2号に定める事項	学生担当の理事又は副学長	(同 左)	学生・図書館担当の理事又は厚生補導担当の副学長
分掌規程第24条に定める事項	研究担当の理事	(同 左)	
分掌規程第9条から第13条まで、第15条及び第16条に定める事項	財務・施設担当の理事	分掌規程第9条から第16条までに定める事項	財務・施設・環境安全保健担当の理事
分掌規程第3条に定める事項	企画担当の理事		
分掌規程第5条、第7条、第8条第5号及び第6号に定める事項並びにコンプライアンスその他外部戦略に関する事項	渉外担当の理事	分掌規程第7条、第8条及び第25条に定める事項並びに外部戦略に関する事項	渉外・産官学連携担当の理事
分掌規程第22条(特に重要なものに限る。)に定める事項	高等教育研究開発推進機構長	分掌規程第22条(特に重要なものに限る。)に定める事項	高等教育研究開発推進機構長
分掌規程第14条に定める事項	環境安全保健機構長		
分掌規程第26条及び第27条に定める事項	国際交流推進機構長	分掌規程第26条(第8号、第9号、第11号及び第12号を除く。)に定める事項	病院・国際担当の理事
分掌規程第17条及び第18条に定める事項	情報環境機構長		
分掌規程第25条に定める事項	産官学連携本部長		

改 正 前	改 正 後
	分掌規程第2条(第5号、第6号、第8号及び第9号に限る。)、第5条、第6条(第2号、第5号及び第6号に限る。)及び第28条第3号に定める事項
	分掌規程第6条第3号に定める事項
	分掌規程第26条(第8号、第9号、第11号及び第12号に限る。)及び第27条に定める事項
	法務・コンプライアンス担当の副学長
	総務・企画・情報環境担当の理事又は法務・コンプライアンス担当の副学長
	学生・図書館担当の理事又は病院・国際担当の理事

別表第3(第4条関係)(略)

注)

- 1 監査室長の年次休暇及び特別休暇(夏季休暇に限る。)の承認並びに週休日の振替及び代休日の指定に関する事項の専決者は、同室長とする。
- 2 監査室長の病気休暇及び特別休暇(夏季休暇を除く。)の承認に関する事項の決裁者は、総長とする。
- 3 (略)

京都大学危機管理規程施行細則
(平成23年11月22日総長裁定)

(前略)

(危機管理計画の作成等)

第2条 理事等(京都大学危機管理規程第3条第7号に定めるものをいう。以下同じ。)は、掌理する業務に関わる危機管理体制の充実を図るため、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1)~(5) (略)
- 2 理事等は、危機管理計画を作成又は変更した場合は、規程第5条第1項に定める危機管理を担当する理事(以下「危機管理担当の理事」という。)に通知する。
- 3 前2項の規定は、部局の長(事務本部にあっては総務担当の理事。以下同じ。)が危機管理体制の充実を図る場合に準用する。この場合において、「理事等は」、「危機管理計画」とあるのは、それぞれ、「部局の長は」、「部局危機管理計画」と読み替えるものとする。

(危機に伴う通報連絡)

第3条 (略)

(危機レベルの決定手順等)

第4条 部局で発生した危機に係る規程第8条第1項に規定する危機レベルの決定は、以下の手順による。

- (1) 部局の長は、危機が発生したときは、直ちに当該危機の内容を危機管理担当の理事及び当該危機に関連する業務を掌理する理事等(以下「担当理事等」という。)に連絡する。
- (2) 部局の長から前号の連絡を受けた危機管理担当の理事は、原則として担当理事等と危機の状況、対応の態勢及び今後の展開予測等について協議のうえ、総長に危機レベルについて進言し、危機レベルの決定を受ける。

別表第3(第4条関係)(同左)

注)

- 1 総長室長及び監査室長の年次休暇及び特別休暇(夏季休暇に限る。)の承認並びに週休日の振替及び代休日の指定に関する事項の専決者は、同室長とする。
- 2 総長室長及び監査室長の病気休暇及び特別休暇(夏季休暇を除く。)の承認に関する事項の決裁者は、総長とする。
- 3 (同左)

(危機管理計画の作成等)

第2条 理事又は副学長(以下「理事等」という。)は、掌理する業務に関わる危機管理体制の充実を図るため、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1)~(5) (同左)
- 2 理事等は、危機管理計画を作成又は変更した場合は、規程第5条第1項に定める危機管理を担当する理事等(以下「危機管理担当の理事等」という。)に通知する。
- 3 前2項の規定は、部局の長(事務本部にあっては事務総括担当の副理事。以下同じ。)が危機管理体制の充実を図る場合に準用する。この場合において、「理事等は」、「危機管理計画」とあるのは、それぞれ、「部局の長は」、「部局危機管理計画」と読み替えるものとする。

(危機に伴う通報連絡)

第3条 (同左)

(危機レベルの決定手順等)

第4条

(同左)

- (1) 部局の長は、危機が発生したときは、直ちに当該危機の内容を危機管理担当の理事等及び当該危機に関連する業務を掌理する理事又は副学長(以下「担当理事等」という。)に連絡する。
- (2) 部局の長から前号の連絡を受けた危機管理担当の理事等は、原則として担当理事等と危機の状況、対応の態勢及び今後の展開予測等について協議のうえ、総長に危機レベルについて進言し、危機レベルの決定を受ける。

改 正 前	改 正 後
<p>(3) 前号により決定した危機レベルは、危機管理担当の理事から危機が発生した部局の長及び担当理事等へ連絡する。</p> <p>2 部局で発生した危機に係る規程第8条第2項に規定する危機レベルの変更は、以下の手順による。</p> <p>(1) 部局の長は、発生した危機が拡大したとき、又は拡大するおそれがあると認められるとき、若しくは危機が縮小したときは、直ちに当該状況を危機管理担当の理事に報告する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第11条 この細則の実施に関し必要な事項は、<u>危機管理担当の理事</u>が別に定める。</p>	<p>(3) 前号により決定した危機レベルは、危機管理担当の理事等から危機が発生した部局の長及び担当理事等へ連絡する。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(1) 部局の長は、発生した危機が拡大したとき、又は拡大するおそれがあると認められるとき、若しくは危機が縮小したときは、直ちに当該状況を危機管理担当の理事等に報告する。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>第11条 この細則の実施に関し必要な事項は、<u>危機管理担当の理事等</u>が別に定める。</p> <p>附 則 この規程は、平成24年10月1日から施行する。</p>